

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

| | | |
|-----------------------------|-----------------------------|----|
| ○大規模小売店舗立地法第六條第二 | 項の規定により変更の届出があつた件 | 五九 |
| ○保安林の指定施業要件を変更する件 | ○保安林の指定施業要件を変更する件 | 五九 |
| ○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可した件 | ○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可した件 | 五九 |

告 示

福島県告示第六百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十二年十一月二日から平成二十三年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十ほか
- 二 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 三か所 別紙図面のとおり
(変更後) 四か所 別紙図面のとおり
変更しようとする年月日
平成二十二年九月九日
- 三 届出年月日
平成二十二年八月二十四日
- 四 届出をした者
東北総合サービス株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市御山字信夫山一の一、二の一、二の二、五の一、六の四、九の三
 - 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (治山対策課)

福島県告示第六百七十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八條第一項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十二年十一月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 組合の名称
郡山駅前一丁目第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成十九年六月から平成二十三年二月まで
- 三 施行地区
郡山市駅前一丁目地内
- 四 事務所所在地
郡山市駅前一丁目九番十五号
- 五 設立認可の年月日
平成十九年六月二十二日

- 六 事業施行予定期間の変更の内容
変更前 平成十九年六月から平成二十二年十二月まで
変更後 平成十九年六月から平成二十三年二月まで
変更認可の年月日
平成二十二年十月二十五日
- 七

(建築指導課)